

# C'BON

To create and produce the beauty

証券コード 4926

## 第52期定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

平成29年6月22日(木曜日)  
午前10時(受付開始：午前9時)

開催  
場所

東京都港区赤坂九丁目7番2号  
東京ミッドタウン  
ミッドタウン・イースト 地下1階  
東京ミッドタウン・ホール HallA  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議  
事項

第1号議案 取締役7名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件



株式会社シーボン

企業理念

# 美を創造し、演出する



Home  
Care

ホームケア

+

Salon  
Care

サロンケア



私たちシーボンは、製販サービス一体の化粧品会社として、1966年に誕生しました。

お客様の肌に最後まで責任を持つ。

その思いから導き出した美肌への回答が、

「ホームケア+サロンケア」という独自のビューティシステムです。

高機能な化粧品（ホームケア）と、

プロによる定期的なアフターサービス（サロンケア）で素肌力を高めていく…。

私たちは、理想の肌を目指すお客様に寄り添い、

ともに歩み続けております。

## シーボンのサービス

### トライアル

- 肌チェック&カウンセリングに基づく化粧品のご提案
- アフターサービスを体験

### 製品ご購入

- ご購入金額に応じてビューティアップ・ポイントを付与

### アフターサービスを受ける

- 1ポイントで、サロンケアを1回無料で受けることができます

1  
肌状態が  
ひと目でわかる  
肌チェック



2  
肌に合わせた  
ケアをプロが  
アドバイス



3  
美肌力を引き出す  
フェイシャル  
トリートメント



## 目次

### 私たちシーボンの事業内容

- 招集ご通知  
第52期定時株主総会招集ご通知…………… 3
- 株主総会参考書類  
第1号議案 取締役7名選任の件…………… 5  
第2号議案 監査役2名選任の件…………… 10  
(提供書面)
- 事業報告…………… 13
- 計算書類…………… 30
- 監査報告…………… 41

株主各位

証券コード：4926

平成29年6月1日

東京都港区六本木七丁目18番12号

**株式会社シーボン**

代表取締役兼  
執行役員社長

**金子 靖代**

## 第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月21日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 議決権行使のご案内

[株主総会にご出席いただける場合]



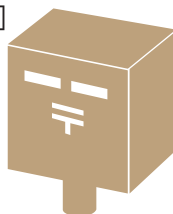
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**株主総会当日に会場受付にご提出**ください。

開催日時 平成29年6月22日(木) 午前10時より

開催場所 東京ミッドタウン ミッドタウン・イースト地下1階  
東京ミッドタウン・ホール HallA

[株主総会にご出席いただけない場合]

● 郵送(書面)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せず提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

\*同封の「議決権行使書・記載面保護シール」をご利用ください。

行使期限 平成29年6月21日(水) 午後6時必着

## 記

1. 日 時 平成29年6月22日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番2号  
東京ミッドタウン ミッドタウン・イースト 地下1階  
東京ミッドタウン・ホール HallA  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

報告事項 第52期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件

### 4. 議決権行使についてのご案内

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト ▶▶ <http://www.cbon.co.jp/company/>

## 第1号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位 および担当	取締役会出席状況	候補者属性
1	いぬづか まさひろ 犬塚 雅大	代表取締役会長	17/17回 (100%)	再任
2	かね こ やす よ 金子 靖代	代表取締役兼 執行役員社長	17/17回 (100%)	再任
3	す さ たかのり 諏佐 貴紀	常務取締役兼執行役員 事業開発本部担当	17/17回 (100%)	再任
4	み かみ なお こ 三上 直子	取締役兼執行役員 管理本部担当	17/17回 (100%)	再任
5	かた やま とし お 片山 利雄	社外取締役	17/17回 (100%)	再任 社外 独立
6	むらまつ くに こ 村松 邦子	社外取締役	13/13回 (100%)	再任 社外 独立
7	こばやし あき ひこ 小林 明彦	社外取締役	—	新任 社外 独立

(注) 村松邦子氏の出席状況については、平成28年6月23日就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号 **1** いぬ づか まさ ひろ  
**犬塚 雅大** (昭和29年6月13日生)

所有する当社の株式数 …………… 733,560株



再任

▶ **略歴、当社における地位および担当**

昭和53年 4月	当社入社	昭和59年 9月	当社取締役副社長
昭和53年 9月	当社美容部長	昭和61年 7月	当社代表取締役社長
昭和56年 9月	当社取締役営業部長	平成17年12月	当社代表取締役会長 (現任)

▶ **重要な兼職の状況**

重要な兼職はありません。

▶ **特別の利害関係**

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

**取締役候補者とした理由**

入社以来、主に営業部門に従事し、営業部長、取締役副社長を経て、昭和61年から平成17年まで代表取締役社長、また平成17年から代表取締役会長として、シーボンにおける豊富な企業経営の経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2** かね こ やす よ  
**金子 靖代** (昭和34年7月17日生)

所有する当社の株式数 …………… 73,900株



再任

▶ **略歴、当社における地位および担当**

昭和55年 4月	(株)秋山愛生館 (現 (株)スズケン) 入社	平成15年 4月	当社営業本部担当
昭和59年 3月	当社入社	平成16年 9月	当社取締役副社長
平成12年 4月	当社管理本部長	平成17年12月	当社代表取締役社長
平成12年 6月	当社取締役	平成25年 6月	当社代表取締役 兼執行役員社長 (現任)
平成14年 6月	当社専務取締役		

▶ **重要な兼職の状況**

重要な兼職はありません。

▶ **特別の利害関係**

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

**取締役候補者とした理由**

入社以来、主に製品開発分野に従事し、管理本部長、専務取締役、営業本部担当取締役、取締役副社長を経て、平成17年から代表取締役社長として、シーボンにおける豊富な製品開発力、企業経営の経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3** す さ たか のり 諏佐 貴紀 (昭和48年1月24日生)

所有する当社の株式数 …………… 5,500株



再任

▶ 略歴、当社における地位および担当

平成 9年10月 (株)ダイナック入社	平成25年 6月 当社常務取締役兼執行役員 (現任) 社長室担当
平成12年 8月 当社入社	
平成19年 6月 当社執行役員 管理本部部長	平成29年 4月 当社事業開発本部担当 (現任)
平成20年 6月 当社取締役 管理部担当	

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、主に経営企画及び財務分野を始め、当社の管理部門で豊富な経験を有し、資本政策等の推進でリーダーシップを発揮するなど、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4** み かみ なお こ 三上 直子 (昭和36年3月12日生)

所有する当社の株式数 …………… 3,000株



再任

▶ 略歴、当社における地位および担当

昭和58年 4月 味の素(株) 入社	平成24年 6月 当社取締役 生産部担当
平成19年 4月 武蔵野大学客員教授 (現任)	平成25年 6月 当社取締役兼執行役員 (現任)
平成22年 1月 当社入社	平成29年 4月 当社管理本部担当 (現任)
平成23年 6月 当社執行役員 生産部担当	

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、生産及び品質保証分野で豊富な経験を有し、生産や物流の効率化でリーダーシップを発揮するなど、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 **5** <sup>かた やま</sup> 片山 <sup>とし お</sup> 利雄 (昭和25年1月6日生)

所有する当社の株式数 …………… 一株



再任

▶ 略歴、当社における地位および担当

昭和48年 8月	(株)日本染芸(現 (株)ニッセンホールディングス) 入社	平成12年12月	同社代表取締役社長
昭和56年12月	(株)ニッセン(現 (株)ニッセンホールディングス) 取締役	平成19年 6月	(株)ニッセンホールディングス 代表取締役社長
昭和61年 3月	同社常務取締役	平成23年12月	(株)ニッセンホールディングス 代表取締役会長
平成11年11月	同社代表取締役専務	平成27年 6月	当社社外取締役 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結時において2年間となります。

候補者番号 **6** <sup>むら まつ</sup> 村松 <sup>くに こ</sup> 邦子 (昭和33年9月1日生)

所有する当社の株式数 …………… 一株



再任

▶ 略歴、当社における地位および担当

昭和58年10月	日本テキサス・インスツルメンツ(株) 入社	平成26年 1月	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ (Jリーグ) 理事 (現任)
平成21年10月	一般社団法人経営倫理実践研究センター主任研究員 (現任)	平成26年 6月	NPO法人日本経営倫理士協会 理事 (現任)
平成22年 1月	(株)ウェルネス・システム研究所 代表取締役 (現任)	平成28年 3月	NPO法人GEWEL 代表理事 (現任)
		平成28年 6月	当社社外取締役 (現任)
		平成28年 6月	(株)ヨコオ 社外取締役 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

(株)ウェルネス・システム研究所 代表取締役  
(株)ヨコオ 社外取締役

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

コーポレートガバナンスに関する高い見識と、コンプライアンス、CSR、ダイバーシティ推進に事業会社で長年取り組まれた経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結時において1年間となります。

候補者番号

7

こばやし  
小林あき ひこ  
明彦

(昭和27年11月13日生)

所有する当社の株式数 …………… 一株



新任

## ▶ 略歴、当社における地位および担当

昭和50年 4月	(株)三和銀行 (現 (株)三菱東京UFJ銀行) 入行	平成19年 7月	米国三菱UFJ証券 (現 MUFGセキュリティーズアメリカ) 社長
平成13年 7月	三和インターナショナルファイナンス (現 MUFGセキュリティーズアジア) 社長	平成21年 1月	三菱UFJ証券(株) (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 常務執行役員
平成16年 5月	UFJつばさ証券(株) (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 執行役員	平成22年 5月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 専務執行役員
平成16年 8月	同社常務執行役員	平成25年 8月	akソリューションアドバイザー(株) 代表取締役
平成17年10月	三菱UFJ証券(株) (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 常務執行役員		
平成18年 6月	同社常務取締役		

## ▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## ▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 社外取締役候補者とした理由

長年に亘り国内外で経営に携わり、コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、平成29年3月31日現在の状況であります。
2. 片山利雄氏及び村松邦子氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。また、小林明彦氏についても、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者としての独立性
- (1) 片山利雄氏、村松邦子氏及び小林明彦氏は、以前に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
  - (2) 片山利雄氏、村松邦子氏及び小林明彦氏は、以前に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の報酬を受けたことはありません。
  - (3) 片山利雄氏、村松邦子氏及び小林明彦氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
4. 当社は、片山利雄氏及び村松邦子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、小林明彦氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 乾久美子氏は辞任により退任し、監査役 大井素美氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者 中沢ひろみ氏は、監査役 乾久美子氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款第31条第2項の規定により監査役 乾久美子氏の任期が満了する平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況	候補者属性
1	<small>なかざわ</small> 中沢ひろみ	執行役員	—	—	新任
2	<small>つじ</small> 辻 さちえ	—	—	—	新任 社外 独立

**新任** 新任監査役候補者

**社外** 社外監査役候補者

**独立** 東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号 **1** <sup>なか さわ</sup> **中沢ひろみ** (昭和39年9月10日生) 所有する当社の株式数 …………… 一株



新任

▶ **略歴、当社における地位**

昭和63年 4月	(株)三井銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行	平成11年 4月	公認会計士登録
平成 7年10月	太陽監査法人(現 太陽有限責任監査法人) 入所	平成24年 9月	日本電産(株) 入社
平成10年 1月	太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入所	平成25年 6月	当社常勤監査役
		平成27年 6月	当社執行役員 (現任) (就任するまでに退職予定)

▶ **重要な兼職の状況**

重要な兼職はありません。

▶ **特別の利害関係**

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

**監査役候補者とした理由**

当社の監査役及び執行役員としての経験と公認会計士としての専門的知識・経験等を有し、会計監査の実務に長年に亘り携わっていることから、監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2** <sup>つじ</sup> **辻 さちえ** (昭和47年4月23日生) 所有する当社の株式数 …………… 一株



新任

▶ **略歴、当社における地位**

平成 8年10月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所	平成28年 5月	合同会社ビズサプリグループ 取締役 (現任)
平成11年 4月	公認会計士登録	平成28年 6月	一般社団法人 日本公認不正検査士協会 理事 (現任)
平成27年 7月	(株)エスプラス 代表取締役 (現任)		
平成27年 7月	辻さちえ公認会計士事務所 開業		

▶ **重要な兼職の状況**

(株)エスプラス 代表取締役  
合同会社ビズサプリグループ 取締役

▶ **特別の利害関係**

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

**社外監査役候補者とした理由**

公認会計士としての専門的知識・経験を有し、内部統制、内部監査、コンプライアンスに長年取り組まれた経験を当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、平成29年3月31日現在の状況であります。
2. 辻さちえ氏の戸籍上の氏名は上田さちえであります。
3. 辻さちえ氏は、社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外監査役候補者としての独立性
- (1) 辻さちえ氏は、以前に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
- (2) 辻さちえ氏は、以前に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の報酬を受けたことはありません。
- (3) 辻さちえ氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
5. 当社は、辻さちえ氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

以上

## 1 シーボンの現況に関する事項

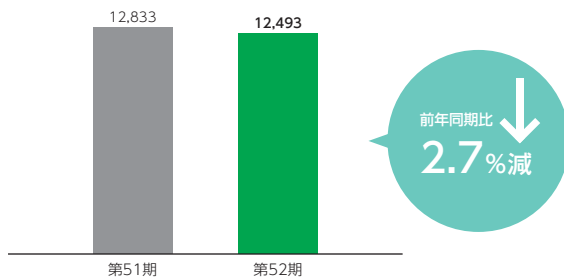
### 1. 当事業年度の事業の状況

#### 事業の経過及び成果

#### ● 業績ハイライト

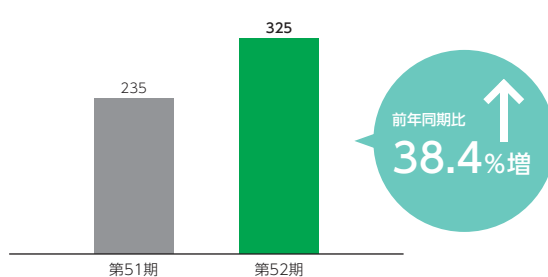
##### [売上高]

124億93百万円



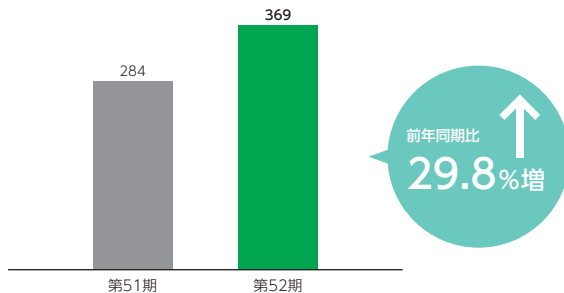
##### [営業利益]

3億25百万円



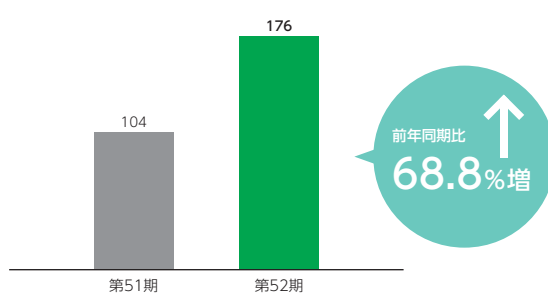
##### [経常利益]

3億69百万円



##### [当期純利益]

1億76百万円



## ● 経済状況

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が続いており、個人の消費マインドにも持ち直しの動きがみられます。しかし、米国の新政権発足等世界経済の不確実性の影響が懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

## ● シーボンの取り組み

こうした経営環境の中、当社は「カスタマーバリューの創造」を経営指針として、平成28年3月期から平成30年3月期までの中期経営計画に基づき、顧客層の拡大を図るとともに、獲得した顧客のロイヤルカスタマー化を目指しております。

当事業年度におきましては、中期経営計画の重点施策の一つである「ブランド力の強化」に注力をし、イベントプロモーションを中心とした集客チャネルの多様化によるバランスの良い集客活動を行うための基盤の再構築を図ってまいりました。主軸となるイベントプロモーションでは、法人営業を強化し、企業タイアップによる新たなイベント会場の開拓を進めるとともに、美容スタッフ（フェイシャリスト）のイベント参加を強化し、イベント内容の充実を図る等集客力の向上に努めました。また、新たなチャネルの一つとしてテレビ通販へ販路を拡大し、インフォーマーシャルによるシーボンブランドの認知度向上を図りました。

### 当期の新製品

4月

4月 FWセット



5月

4月 フェイシャリスト  
ブライトアップマセ

6月

5月 SPA 04



6月 シーボン 酵母美人ーカシス

7月

7月 シーボン 酵素美人ー赤 カロリーオフ



8月



7月 フェイシャリスト BXスペシャルBB

9月



既存顧客につきましては、顧客セグメントに応じたきめ細やかなサービスによる顧客満足度の向上を意識した接客に努め、特に入会間もない顧客へ継続を促すためのフォロー体制を強化いたしました。また、首都圏の一部店舗で女性用“ウィッグ”の発売を開始し、新たな付加価値を提供する等、顧客との接点拡大に努めてまいりました。

このような販売活動を実施し、新規来店者数の増加により新規顧客への売上高は増加したものの、平成28年3月期における新規来店者数の減少が既存顧客の継続数へ影響したことにより、直営店舗における売上高は12,084,512千円（前年同期比2.7%減）となりました。

利益面におきましては、最近の業績動向及び今後の計画を踏まえ、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来使用見込みのない電話加入権の減損損失59,353千円と、一部店舗の固定資産における減損損失43,419千円を特別損失として計上いたしました。

### ● 当期の業績

この結果、当事業年度の業績は、売上高12,493,307千円（前年同期比2.7%減）、営業利益325,328千円（前年同期比38.4%増）、経常利益369,630千円（前年同期比29.8%増）、当期純利益176,273千円（前年同期比68.8%増）となりました。





## 2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第49期 (平成26年3月期)	第50期 (平成27年3月期)	第51期 (平成28年3月期)	第52期 (平成29年3月期)
売上高 (千円)	15,017,626	13,934,884	12,833,421	12,493,307
経常利益 (千円)	1,430,587	597,418	284,784	369,630
当期純利益 (千円)	840,149	302,398	104,452	176,273
1株当たり 当期純利益 (円)	206.73	75.51	25.83	43.14
総資産 (千円)	11,860,646	11,618,309	11,155,914	11,243,993
純資産 (千円)	8,828,803	8,903,553	8,802,646	8,874,440
1株当たり 純資産額 (円)	2,217.27	2,210.05	2,164.76	2,166.30
自己資本比率 (%)	74.4	76.6	78.8	78.9
自己資本当期 純利益率(ROE) (%)	9.7	3.4	1.2	2.0

## 3. 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、販売の拡大を図るべく直営店の3店舗を大規模改装いたしました。

この結果、当事業年度における設備投資の総額は168,908千円となりました。なお、当事業年度における設備の除却損等は14,202千円であり、これは、店舗の移転・改装等に伴う建物、工具等を除却したことによるものであります。

## 4. 資金調達の状況

該当事項はありません。

## 5. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## 6. 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

化粧品及び医薬部外品の製造及び販売

## 7. 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

### ①本店

東京都港区六本木七丁目18番12号

### ②メインオフィス・総合研修センター

「シーボンパビリオン」

神奈川県川崎市宮前区菅生一丁目20番8号

### ③生産センター

栃木県河内郡上三川町多功2524

### ④研究開発センター

栃木県河内郡上三川町多功2570番3

### ⑤直営店

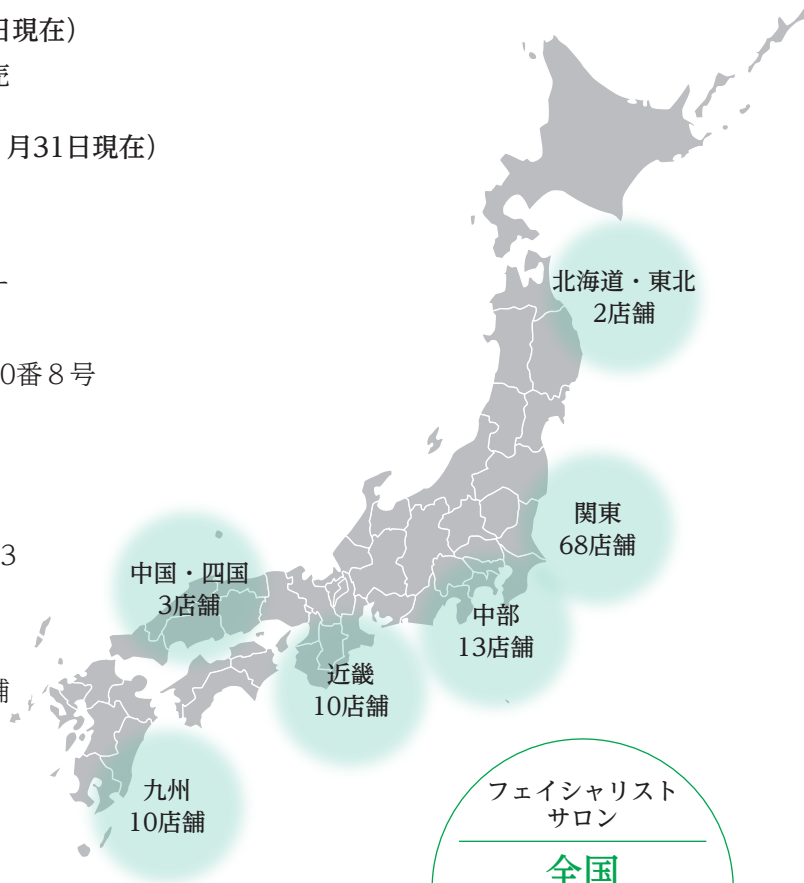
フェイシャリストサロン106店舗

シーボンビューティオアシス4店舗

その他1店舗

### ⑥集客拠点

2ヶ所



メインオフィス



生産センター

## 8. 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

### ① 当社の使用人数の推移

部門区分	使用人数（名）	前事業年度末比増減（名）
本 社 部 門	161 (154)	2 (34)
直 販 営 業 部 門	883 (227)	△60 (△87)
生 産 部 門	52 (62)	△5 (△1)
合 計	1,096 (443)	△63 (△54)

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 使用人数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

### ② 当社の使用人の状況

	使用人数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男 性	80 (15)	43.9	13.11
女 性	1,016 (428)	34.6	8.1
合計又は平均	1,096 (443)	35.2	8.6

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 使用人数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

## 9. 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 10. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 11. 対処すべき課題

当社は、平成28年3月期から平成30年3月期までの中期経営計画を推進してまいりましたが、現在の業績等の状況を踏まえて中期経営計画の見直しを行い、「新たなシーボンへー革新と挑戦」を経営指針とする平成30年3月期から平成32年3月期までの新たな中期経営計画を策定いたしました。「新たなお客様の開拓」「現場力の向上」「より強いブランドへ」の3つを重点課題とし、初年度となる平成30年3月期におきましては、再成長につながる1年とするため、直営サロン展開の強化を図るとともに、シーボンブランドの価値を磨き上げ、将来の成長性を高めてまいります。

### ① 新たなお客様の開拓

新規顧客の獲得に向けて、引き続き法人営業を積極的に推進し、新たなイベントプロモーションを展開するとともに、美容スタッフとPRスタッフの連携を強化し、店舗主導でのイベントプロモーションを積極的に推進してまいります。また、新規のお客様のカウンセリングを担当するフェイシャリストの育成と教育体制を強化し、新規開拓力の向上を図ってまいります。

さらに、テレビを中心とした通信販売の強化により新たな顧客層の開拓を進めるとともに、女性用ウィッグの取扱店舗を全国へ拡充する等新たに始めた取組みを強化してまいります。

### ② 現場力の向上

当社の製品・サービスと並んで重要な成長の源泉は「人材」です。特に女性社員が多い当社にとって、女性の多様なライフステージに対応した人事制度の整備と啓蒙活動の推進は、優秀な人材の定着のための重要な経営課題であると考えております。引き続き制度の強化を図るとともに、当社の取組みを積極的に発信する事で、採用ブランドの強化にもつなげてまいります。

また、次世代を担う人材の育成を目指した教育プログラムを強化し、当社の成長戦略実現に向けた人材基盤の強化を図ってまいります。

さらに、複雑化する顧客ニーズへ対応するため、組織体制変更と店舗との連携強化による組織の活性化を図り、施策展開のスピード力と実行力を向上させてまいります。

### ③ より強いブランドへ

当社が化粧品メーカーとしての顧客満足度の高い製品を提供していくため、製品開発力の強化にも注力してまいります。マーケティング力の強化を図り、顧客ニーズや販売チャンネルに合わせた製品、健康食品の開発等、市場ニーズに迅速に対応できる開発体制を構築してまいります。

また、顧客一人ひとりに適したご提案をするために、新しい肌解析システムの導入とそれに伴う社内整備を進め、カウンセリング力を強化してまいります。併せて、会員ステージの整備を行い、ステージに応じたサービスの差別化と充実を図り、顧客満足度の向上による継続率の向上を図ってまいります。

## 2 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数   | 16,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数   | 4,272,300株  |
| 3. 株主数        | 12,667名     |
| 4. 大株主（上位10名） |             |

株主名	持株数	持株比率
犬塚雅大	733千株	17.17%
シーボン従業員持株会	229	5.38
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	178	4.18
株式会社三菱東京UFJ銀行	120	2.80
犬塚公子	95	2.23
安田亜希	95	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	85	2.01
望月暁一	81	1.91
金子靖代	73	1.72
藤井達夫	70	1.65

- (注) 1. 持株数は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式（219株）を控除して計算しております。  
 3. 持株比率の計算上、資産管理サービス信託銀行株式会社（株式給付信託（J-E SOP））が所有する当社株式178,796株を含めて計算しております。

### 5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3 新株予約権等の状況

#### 1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成29年3月31日現在)

		第2回新株予約権
発行決議日		平成25年7月18日取締役会決議
新株予約権の数		164個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 16,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり207,000円 (1株当たり2,070円)
権利行使期間		平成27年8月1日から平成34年7月31日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 164個 目的となる株式数 16,400株 保有者数 3人

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 権利行使時において、引き続き当社の取締役又は従業員(将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の日から5年以内(権利行使期間中に限る)に限り、権利を行使することができる。
- ② 譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
- ③ その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4 会社役員 の 状況

### 1. 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	犬塚 雅大	－
代表取締役兼執行役員社長	金子 靖代	－
常務取締役兼執行役員	諏佐 貴紀	管理部兼社長室担当
取締役兼執行役員	三上 直子	生産部担当
取締役	高橋 健	株式会社ウエストホールディングス 社外監査役
取締役	片山 利雄	－
取締役	村松 邦子	株式会社ウェルネス・システム研究所 代表取締役 株式会社ヨコオ 社外取締役
常勤監査役	乾 久美子	－
監査役	大井 素美	大井公認会計士事務所 所長
監査役	田畑 千絵	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士

- (注) 1. 取締役 高橋健氏、取締役 片山利雄氏及び取締役 村松邦子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 乾久美子氏、監査役 大井素美氏及び監査役 田畑千絵氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 乾久美子氏及び監査役 大井素美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
4. 平成29年4月1日付で、以下のとおり取締役の担当変更を行っております。
- |       |          |
|-------|----------|
| (氏名)  | (担当)     |
| 諏佐 貴紀 | 事業開発本部担当 |
| 三上 直子 | 管理本部担当   |
5. 当社は、取締役 高橋健氏、取締役 片山利雄氏及び取締役 村松邦子氏、常勤監査役 乾久美子氏、監査役 大井素美氏及び監査役 田畑千絵氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く平成29年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。
- |        |                |
|--------|----------------|
| (氏名)   | (当社における地位及び担当) |
| 崎山 一弘  | 執行役員 直販営業部担当   |
| 久保田 英男 | 執行役員 代理店推進課担当  |
| 中沢 ひろみ | 執行役員 管理部担当     |
| 菅原 桂子  | 執行役員 直販営業部担当   |

## 2. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任辞由	退任時の地位
朱 峰 玲 子	平成28年6月23日	任期満了	取 締 役
土 屋 奈 生	平成28年6月23日	任期満了	監査役（社外監査役）

## 3. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役高橋健氏、取締役片山利雄氏及び取締役村松邦子氏につきましては500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役乾久美子氏、監査役大井素美氏及び監査役田畑千絵氏につきましては300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 4. 取締役及び監査役の報酬等

### 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	支給額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	8名 (3)	155百万円 (16)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (4)	19 (19)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	12 (7)	175 (35)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。また、別枠で平成22年6月28日開催の第45期定時株主総会において当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議をいただいております。
4. 上記以外に、平成18年6月20日開催の当社第41期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議しております。当事業年度末における今後の打ち切り支給予定金額は取締役1名で7百万円になっており、当該金額はすでに未払金として計上済みになっております。



## 5. 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

- ・取締役 高橋健氏は、株式会社ウエストホールディングスの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 村松邦子氏は、株式会社ウェルネス・システム研究所の代表取締役及び株式会社ヨコオの社外取締役であります。なお、当社と両社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 大井素美氏は、大井公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 田畑千絵氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の弁護士であります。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 高橋 健	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。企業経営における豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 片山 利雄	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
取締役 村松 邦子	平成28年6月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。コーポレートガバナンスに関する高い見識と、コンプライアンス、CSR、ダイバーシティ推進に事業会社で長年取り組まれた経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
常勤監査役 乾 久美子	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地、豊富な経験と幅広い見識から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っており、監査体制の充実に寄与し、日常的にも助言・提言を活発に行っております。
監査役 大井 素美	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
監査役 田畑 千絵	平成28年6月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会10回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。

## 5 会計監査人の状況

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

### 2. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査の有効性と効率性に配慮し監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、有限責任監査法人トーマツの監査報酬について同意いたします。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、上記のほか、会計監査人の独立性及び品質管理体制、並びに実施体制等を総合的に勘案し、必要性があると判断した場合には、監査役会は会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

## 6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

<業務の適正を確保するための体制>

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」の主旨に沿って、全役職員が企業倫理を重んじ社会的責任を果たすために、「倫理規程」「コンプライアンス規程」「シーボン行動規範」を制定し、これらを周知徹底させることにより法令・定款・社会規範を遵守しています。
- ② 取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役・社外監査役で構成される任意の「ガバナンス委員会」を設置し、経営陣の指名・報酬を含むガバナンス体制について審議を行うことで、より経営の透明性・公正性を確保し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目的として運用しています。
- ③ 代表取締役社長の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括・監視しています。
- ④ 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンスの重要性和コンプライアンスを尊重する意識の醸成等につき繰り返し啓蒙しています。
- ⑤ 内部監査課を設置し、会社の業務が法令・定款・社内規程等に準拠し適正かつ合理的に行われているかを監査し、監査結果を取締役・監査役に報告しています。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報（取締役会及び経営会議等の会議の議事録並びに参考資料等の重要な情報）については、「文書管理規程」「文書保存年限表」等社内規程の定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しています。
- ② 取締役又は監査役が求めた時は、担当部署はいつでも当該情報を閲覧又は謄写に供しています。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機に関するフローとガイドライン」を制定し、平時にはリスクの発生を未然に防止する諸施策を講じるとともに、万一危機事態が発生した場合の対応についても予め「危機レベルに応じた対応策」等を定め、統合的にリスクマネジメントを行っています。
- ② 代表取締役社長の諮問機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のリスクマネジメントを統括し、全社横断的に経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処しています。
- ③ 内部監査課を設置し、リスクマネジメントを検証するために、本社・工場・店舗を定期的に監査し、当社業務が適正かつ合理的に行われているかを評価し、監査結果を取締役・監査役に報告しています。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令及び定款に定める事項並びにその他重要な事項を決議し、また取締役及び執行役員の実務執行状況を監督しています。
- ② 取締役会の決定に基づく社内規程（組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程等）において、取締役の基本職務や役割、責任、権限、決裁基準等を明確に定め、効率的な業務体制を整備しています。
- ③ 取締役会を毎月定例開催する他、必要に応じて適宜臨時開催して迅速かつ適切な意思決定を図り、経営計画の策定や重要な職務執行課題については、事前に執行役員で構成する「経営会議」において十分な審議を経て、取締役会に付議し決定しています。
- ④ 取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議する委員会を設置しています。

### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 現在監査役の職務を補助する使用人は置いていませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議し設置します。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし人事異動及び人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとしています。

## 6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起をするために、監査役は、取締役会、経営会議やその他の重要会議に出席しています。
- ② 監査役には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しています。
- ③ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事態や不正、法令・定款等の重大な違反のおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告することとしています。
- ④ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとしています。

## 7. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務を執行する上で必要な費用は、会社は請求に応じて速やかに支払いをしています。

## 8. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役からヒアリングの要請があった場合、取締役及び使用人はこれに応じています。
- ② 監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換により、監査の実効性を確保しています。

## 9. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動の強化に努めています。
- ② 「財務報告に係る内部統制規程」等に基づき、適正かつ有効な評価ができるよう、財務報告に係る内部統制システムを整備し、かつ適正に運用しています。

## 10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 「倫理規程」「シーボン行動規範」において、良識ある企業活動を心がけ、社会の規範を尊重する企業倫理を確立し、反社会的勢力との一切の関係遮断を基本方針としています。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じない体制を整備しています。

## 11. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスに関する取組みとしては、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施しています。取締役等に対してはコンプライアンス意識の醸成のための研修会を適宜実施しています。使用人に対しては教育担当部門が教育を行っています。
- ② 情報の保存及び管理体制に関する取組みとしては、情報の保存管理は、文書管理規程及び関連規程に基づき、適切に保管及び管理を行っています。また、必要に応じて閲覧できるようにしています。廃棄の際には、溶解処理等によって再生不可能とする処分方法により廃棄しています。
- ③ リスク管理に関する取組みとしては、損失の危機管理は、リスク管理規程及び関連諸規程に基づき、リスク発生を未然に防止する諸施策を講じています。

## 7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。今後も株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、配当の継続に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に顧客ニーズに応える製品の開発のため、製造技術の向上と製品開発体制の強化に注力し、さらには、未出店エリアへの出店等、有効な設備投資を行っていきたいと考えております。

当社は、中間配当及び期末配当として年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成29年5月15日開催の取締役会において、1株につき20円と決議させていただきました。すでに平成28年11月30日に実施済みの中間配当金1株当たり20円とあわせまして、年間配当金は1株当たり40円となります。なお、配当金の支払開始日（効力発生日）は平成29年6月23日の予定としております。

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	5,148,326	流動負債	1,709,386
現金及び預金	2,981,248	買掛金	93,787
売掛金	882,499	リース債務	3,229
商品及び製品	430,258	未払金	761,095
仕掛品	70,189	未払費用	114,689
原材料及び貯蔵品	447,584	未払法人税等	127,098
前払費用	109,959	前受金	42,765
繰延税金資産	201,580	ポイント引当金	438,883
その他	25,096	資産除去債務	932
貸倒引当金	△90	その他	126,904
固定資産	6,095,666	固定負債	660,167
有形固定資産	4,332,141	リース債務	2,847
建物	2,408,054	株式給付引当金	200,821
構築物	169,834	資産除去債務	307,918
機械及び装置	146,785	その他	148,579
車両運搬具	11,741	負債合計	2,369,553
工具、器具及び備品	217,171	純資産の部	
土地	1,378,554	株主資本	8,730,622
無形固定資産	50,369	資本金	474,922
ソフトウェア	18,256	資本剰余金	358,822
その他	32,112	資本準備金	358,822
投資その他の資産	1,713,155	利益剰余金	8,256,457
投資有価証券	396,855	利益準備金	37,758
関係会社株式	94,013	その他利益剰余金	8,218,699
長期前払費用	17,236	固定資産圧縮積立金	14,626
繰延税金資産	182,444	別途積立金	100,000
敷金及び保証金	787,674	繰越利益剰余金	8,104,073
その他	257,931	自己株式	△359,580
貸倒引当金	△23,000	評価・換算差額等	136,646
資産合計	11,243,993	その他有価証券評価差額金	136,646
		新株予約権	7,172
		純資産合計	8,874,440
		負債純資産合計	11,243,993

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		12,493,307
売上原価		2,550,231
売上総利益		9,943,076
販売費及び一般管理費		9,617,748
営業利益		325,328
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,633	
受取家賃	33,876	
その他	7,446	45,957
営業外費用		
社宅等解約損	678	
為替差損	342	
その他	634	1,655
経常利益		369,630
特別利益		
固定資産売却益	1,505	1,505
特別損失		
固定資産除却損	14,202	
減損損失	102,773	116,975
税引前当期純利益		254,160
法人税、住民税及び事業税	141,630	
法人税等調整額	△63,743	77,886
当期純利益		176,273



## 株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成28年4月1日 期首残高	474,061	357,961	357,961	37,758	15,040	100,000	8,098,231	8,251,029	△405,175	8,677,877
事業年度中の変動額										
新株の発行	860	860	860							1,721
剰余金の配当							△170,845	△170,845		△170,845
固定資産圧縮積立金の取崩し					△413		413	-		-
当期純利益							176,273	176,273		176,273
自己株式の取得									△150	△150
自己株式の処分									45,746	45,746
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	860	860	860	-	△413	-	5,841	5,427	45,595	52,744
平成29年3月31日 期末残高	474,922	358,822	358,822	37,758	14,626	100,000	8,104,073	8,256,457	△359,580	8,730,622

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成28年4月1日 期首残高	117,416	117,416	7,353	8,802,646
事業年度中の変動額				
新株の発行				1,721
剰余金の配当				△170,845
固定資産圧縮積立金の取崩し				-
当期純利益				176,273
自己株式の取得				△150
自己株式の処分				45,746
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	19,230	19,230	△181	19,049
事業年度中の変動額合計	19,230	19,230	△181	71,793
平成29年3月31日 期末残高	136,646	136,646	7,172	8,874,440

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
その他有価証券	
・時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
・時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。 なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料	月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～50年
構築物	7年～60年
機械及び装置	7年～17年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	2年～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① **貸倒引当金** 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② **賞与引当金** 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に対応する負担額を計上しております。
- ③ **役員賞与引当金** 役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ **ポイント引当金** 商品販売時にお客様に付与したポイントの使用による無償フェイシャルサービス等の提供に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- ⑤ **株式給付引当金** 株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度における給付見込額を基礎として計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,711,235千円 |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権 | 3,946千円     |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	14,632千円
仕入高	4,163千円
販売費及び一般管理費	7,720千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	4,271,300株	1,000株	-株	4,272,300株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加1,000株は、新株予約権の権利行使により新株を発行したことによる増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	208,355株	60株	29,400株	179,015株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加60株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少29,400株は、従業員持株会信託口から従業員持株会へ売却したものであります。

2. 自己株式数には、当事業年度末日において、株式給付信託口が所有する当社株式178,796株を含めて記載しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成28年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しました。

- ・ 配当金の総額 85,422千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 20円
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月24日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金588千円及び株式給付信託口に対する配当金3,575千円を含めております。

ロ. 平成28年10月31日開催の取締役会において、次のとおり決議しました。

- ・ 配当金の総額 85,422千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 20円
- ・ 基準日 平成28年9月30日
- ・ 効力発生日 平成28年11月30日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託口に対する配当金3,575千円を含めております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成29年5月15日開催の取締役会において、次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 85,441千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 20円
- ・ 基準日 平成29年3月31日
- ・ 効力発生日 平成29年6月23日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託口に対する配当金3,575千円を含めております。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

第1回新株予約権	
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	8,700株
新株予約権の残高	87個

第2回新株予約権	
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	29,400株
新株予約権の残高	294個

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	17,002千円
未払事業所税	3,619千円
未払賞与	25,548千円
未払費用	7,338千円
移転補償金	12,344千円
ポイント引当金	135,439千円
一括償却資産	7,575千円
減損損失	69,939千円
減価償却限度超過額	13,136千円
貸倒引当金	7,070千円
会員権評価損	5,817千円
投資有価証券評価損	2,104千円
未払退職金	21,802千円
資産除去債務	94,572千円
株式給付引当金	61,491千円
関係会社株式	818千円
繰延税金資産小計	485,622千円
評価性引当額	△21,273千円
繰延税金資産合計	464,348千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△6,480千円
その他有価証券評価差額金	△53,859千円
資産除去債務に対応する除去費用	△19,983千円
繰延税金負債合計	△80,323千円
繰延税金資産の純額	384,025千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	14.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1%
住民税均等割	8.4%
研究開発費等の特別控除	△4.8%
従業員持株会信託型 E S O P の残余財産分配金損金算入額	△17.7%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.6%

## 7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

### ① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針であります。

### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社売掛債権管理規程に基づき取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等は、全て3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

これらの営業債務及び金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により管理しております。

### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	2,981,248	2,981,248	－
② 売掛金	882,499		
貸倒引当金（※）	△90		
	882,409	882,409	－
③ 投資有価証券	296,855	296,855	－
④ 敷金及び保証金	787,674	779,100	△8,573
資産計	4,948,188	4,939,614	△8,573
① 買掛金	93,787	93,787	－
② 未払金	761,095	761,095	－
③ 未払法人税等	127,098	127,098	－
負債計	981,981	981,981	－

（※）売掛金に対応している貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

①現金及び預金 ②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

④敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

①買掛金 ②未払金 ③未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額94,013千円）及び匿名組合出資金（貸借対照表計上額100,000千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「③投資有価証券」には含まれておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）
現金及び預金	2,981,248
売掛金	882,499
合計	3,863,748

敷金及び保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含まれておりません。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,166.30円
(2) 1株当たり当期純利益	43.14円

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の株式数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた期中平均株式数については、従業員持株会信託口及び株式給付信託口が所有する自己株式を控除して算定しております。

## 10. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要	
当社は確定拠出年金制度を採用しております。	
(2) 退職給付費用に関する事項	
確定拠出年金掛金	25,821千円

## 11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要	
直営店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等及び六本木本店、パピリオン並びに工場他の建設リサイクル法等に定める分別処分費用等であります。	
(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法	
直営店舗は、使用見込期間を建物の耐用年数（15年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に1.744%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
六本木本店、パピリオン及び工場他の建設リサイクル法等に定める分別処分費用等は、使用見込期間を建物の耐用年数（主に50年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に2.585%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
(3) 当事業年度における当該資産除去債務の増減	
期首残高	315,426千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	4,110千円
資産除去債務の履行による減少額	10,686千円
期末残高	308,850千円



## 12. 追加情報

### (従業員持株会信託型E S O P)

当社は、平成24年3月15日開催の取締役会において、当社従業員持株会を活用し、福利厚生制度の拡充を目的として「従業員持株会信託型E S O P」(以下、「本制度」)の導入を決議しております。

本制度では、当社が「シーボン従業員持株会」(以下、「持株会」)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当社株式を譲渡していく目的で日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(以下、「従業員持株会信託口」)が、本信託の設定後4年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、持株会への売却を行います。

当社株式の取得及び処分については、当社が従業員持株会信託口の債務を保証しており、総額法を適用しております。

なお、当事業年度末において、信託期間は終了しております。

### (株式給付信託(J-E S O P))

当社は、平成25年10月31日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気の向上と福利厚生制度の拡充を目的として、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-E S O P)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入すること及び本信託の設定時期、金額等の詳細について決議しております。この導入に伴い、平成25年11月13日付で資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下、「株式給付信託口」)が当社株式178,900株を取得しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し勤続年数等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

当該本信託については、総額法を適用し、当事業年度末日に株式給付信託口が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、計上額は359,201千円、株式数は178,796株であります。

### (繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社シーボン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上隆司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 敬子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーボンの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

**計算書類等に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また会計監査人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月15日

株式会社シーボン 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	乾	久美子 ㊞
監査役 (社外監査役)	大井	素美 ㊞
監査役 (社外監査役)	田畑	千絵 ㊞

以上

# 株主総会 会場ご案内図

日時

平成29年6月22日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

会場

東京都港区赤坂九丁目7番2号  
東京ミッドタウン ミッドタウン・イースト 地下1階  
東京ミッドタウン・ホール Hall A



## 最寄駅

- E** 都営大江戸線  
「六本木」駅  
地下8番出口より直結
- H** 東京メトロ日比谷線  
「六本木」駅  
4a出口側から地下通路を経由し、  
地下8番出口より直結
- C** 東京メトロ千代田線  
「乃木坂」駅  
3番出口より徒歩約3分
- N** 東京メトロ南北線  
「六本木一丁目」駅  
1番出口より徒歩約10分

## 1階 地上からお越しの場合



## 地下1階 地下からお越しの場合



地下1階 エントランス

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

この冊子は、環境に優しい  
植物油インキを使用して印刷  
しています



会場には駐車場の用意がございませんので、お車のご来場はご遠慮ください。